

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）

目次

第一章 総則

第一節（省略）

第二節 期間及び期限（第二条の二・第二条の三）

第三節 送達（第二条の四）

第二章 第七章の二（省略）

第八章 不服申立て（第八十九条―第九十四条）

第九章 雑則（第九十五条―第九十八条の三）

第十章及び第十一章（省略）

附則

第三節 送達

（書類の送達等）

第二条の四 国税通則法第十二条（書類の送達）及び第十四条（公示送達）の規定は、この法律又は関税率法その他の関税に関する法律の規定に基づいて税関長又は税関職員が発する書類の送達について準用する。この場合において、国税通則法第十二条第一項ただし書及び第三項中「納税管理人」とあるのは、「関税法第九十五条第一項（税関事務管理人）に規定する税関事務管理人」と読み替えるものとする。

（担保の提供）

第七条の八 特例申告を行おうとする特例輸入者は、その月（以下この条において「特定月」という。）において輸入しようとする指定貨物（申告納税方式が適用されるものに限る。以下この項において同じ。）に課されるべき関税、内国消費税及び地方消費税（以下この条及び第七条の十一第二項（承認の失効）において

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）

目次

第一章 総則

第一節 同上

第二節 期間及び期限（第二条の二・第二条の三）

第二章 第七章の二 同上

第八章 不服申立て（第八十九条―第九十五条）

第九章 雑則（第九十六条―第九十八条の三）

第十章及び第十一章 同上

附則

（担保の提供）

第七条の八 特例申告を行おうとする特例輸入者は、その月（以下この条において「特定月」という。）において輸入しようとする指定貨物（申告納税方式が適用されるものに限る。以下この項において同じ。）に課されるべき関税、内国消費税及び地方消費税（以下この条及び第七条の十一第二項（承認の失効）において

「関税等」という。)でその輸入の予定地において特例申告により納付する見込みの額の合計額と特定月の属する年の前年において当該輸入の予定地において輸入した指定貨物について特例申告により納付した又は納付すべきことが確定した関税等の額の合計額を当該特例申告を行った月数で除して得た額(当該前年において当該輸入の予定地において輸入した指定貨物について特例申告を行ったことがない場合にあつては、当該指定貨物について納付した又は納付すべきことが確定した関税等の額の合計額の十二分の一に相当する額)とのいずれか多い額に相当する額の担保を、特定月の前月末日までに、当該輸入の予定地を所轄する税関長に提供しなければならない。

2 (省略)

第十四条の四 削除

第九十四条 削除

第九章 雑則

(税関事務管理人)

第九十五条 個人である申告者等(税関関係手続を行うべき者をいう。以下この条において同じ。)が本邦に住所及び居所(事務所及び事業所を除く。)を有せず、若しくは有しないこととなる場合又は本邦に本店若しくは主たる事務所を有しない法人である申告者等が本邦にその事務所及び事業所を有せず、若しくは有しないこととなる場合において、税関関係手続及びこれに関する事項(以下この項において「税関関係手続等」という。)を処理する必要があるときは、その者は、当該税関関係手続等を処理させるため、本邦に住所又は居所(法人にあつては、本店又は主たる事務所)を有する者で当該税関関係手続等の処理につき便宜を

「関税等」という。)でその輸入の予定地において納付する見込みの額の合計額と特定月の属する年の前年において当該輸入の予定地において輸入した指定貨物について納付した又は納付すべきことが確定した関税等の額の合計額の十二分の一に相当する額とのいずれか多い額に相当する額の担保を、特定月の前月末日までに、当該輸入の予定地を所轄する税関長に提供しなければならない。

2 同上

(送達)

第十四条の四 国税通則法第十二条(書類の送達)及び第十四条(公示送達)の規定は、関税の確定、納付及び徴収に関する書類の送達について準用する。

第九十四条及び第九十五条 削除

第九章 雑則

有するものうちから税関事務管理人を定めなければならない。

2 申告者等は、前項の規定により税関事務管理人を定めたときは、政令で定めるところにより、当該税関事務管理人に係る税関関係手続に係る税関長にその旨を届け出なければならない。その税関事務管理人を解任したときも、また同様とする。

3 前二項において「税関関係手続」とは、輸入申告その他この法律又は関税定率法その他の関税に関する法律の規定に基づく手続（本邦に入国する者又は本邦から出国する者がその入国又は出国の際に行うものその他政令で定めるものを除く。）をいう。

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）

（暫定税率）

第二条 別表第一に掲げる物品で平成十六年三月三十一日まで（同表の品名の欄にこれと異なる期限又は期間を定めているものにあつては、当該期限まで又は当該期間内）に輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。

2 別表第一の三に掲げる物品で平成十六年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。

（石油化学製品製造用揮発油等に係る関税の還付）

第六条 エチレンその他の政令で定める石油化学製品の製造者が、関税納付済みの関税定率法別表第二七〇九・〇〇号に掲げる石油及び歴青油又は同表第二七一一・一九号の一の(三)に掲げる粗油（以下「関税納付済み原油等」という。）から本邦において製造された同表第二七二〇・一一号の一の(一)のCの(b)に掲げる揮発油、同表第二七・一一項に掲げる石油ガス、同表第二七一三・二〇号に掲げる石油アスファルト、同表第二七〇七・一〇号から第二七〇七・三〇号まで、第二七〇七・五〇号若しくは第二七〇七・九九号に該当する改質炭化水素油、同表第二七一〇・一一号の一の(二)のB若しくは第二七二〇・一九号の一の(一)のBに掲げる灯油、同表第二七二〇・一一号の一の(三)若しくは第二七二〇・一九号の一の(二)に掲げる軽油又は同表第二七二〇・一九号の一の(三)に掲げる重油（以下「揮発油等」という。）を税関長の承認を受けた製造工場で平成十六年三月三十一日までに当該石油化学製品の原料として使用した場合には、政令で定めるところにより、その原料として使用した揮発油等につき、関税納付済み原油等の負担する関税に相当する額を基準として政令で定める率により算出した金額に相当する関税を、当該製造者が当該揮発油等の原料となつた関税納付済み原油等につき納付したものとみなして、当該金額をその者に還付する。

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）

（暫定税率）

第二条 別表第一に掲げる物品で平成十五年三月三十一日まで（同表の品名の欄にこれと異なる期限又は期間を定めているものにあつては、当該期限まで又は当該期間内）に輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。

2 別表第一の三に掲げる物品で平成十五年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。

（石油化学製品製造用揮発油等に係る関税の還付）

第六条 エチレンその他の政令で定める石油化学製品の製造者が、関税納付済みの関税定率法別表第二七〇九・〇〇号に掲げる石油及び歴青油又は同表第二七一一・一九号の一の(三)に掲げる粗油（以下「関税納付済み原油等」という。）から本邦において製造された同表第二七二〇・一一号の一の(一)のCの(b)に掲げる揮発油、同表第二七・一一項に掲げる石油ガス、同表第二七一三・二〇号に掲げる石油アスファルト、同表第二七〇七・一〇号から第二七〇七・三〇号まで、第二七〇七・五〇号若しくは第二七〇七・九九号に該当する改質炭化水素油、同表第二七一〇・一一号の一の(二)のB若しくは第二七二〇・一九号の一の(一)のBに掲げる灯油、同表第二七二〇・一一号の一の(三)若しくは第二七二〇・一九号の一の(二)に掲げる軽油又は同表第二七二〇・一九号の一の(三)に掲げる重油（以下「揮発油等」という。）を税関長の承認を受けた製造工場で平成十五年三月三十一日までに当該石油化学製品の原料として使用した場合には、政令で定めるところにより、その原料として使用した揮発油等につき、関税納付済み原油等の負担する関税に相当する額を基準として政令で定める率により算出した金額に相当する関税を、当該製造者が当該揮発油等の原料となつた関税納付済み原油等につき納付したものとみなして、当該金額をその者に還付する。

2 (省略)

(石油アスファルト等に係る関税の還付)

第七条 関税定率法別表第二七・一三・一一号若しくは第二七・一三・一二号に掲げる石油コークス又は同表第二七・一三・二〇号に掲げる石油アスファルト(以下この条において「石油アスファルト等」という。)を製造する者(以下この条において「石油アスファルト等製造業者」という。)が、税関長の承認を受けた製造工場において関税納付済み原油等、同表第二七・一〇・一一号若しくは第二七・一〇・一九号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品(本邦において関税納付済み原油等から製造されたものに限る。)又は同表第二七・一三項に掲げる石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物(本邦において関税納付済み原油等から製造されたものに限る。)から製造した石油アスファルト等を、平成十六年三月三十一日までに、当該製造工場から移出(政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。)し、又は当該製造工場内において燃料として消費した場合には、政令で定めるところにより、当該移出をされ、又は消費をされた石油アスファルト等の数量につき一トン当たり百九十円の割合で算出して得た金額に相当する関税を、当該石油アスファルト等製造業者に(当該石油アスファルト等製造業者が当該石油アスファルト等の原料となつた関税納付済み原油等に係る関税の納税者でない場合にあつては、当該関税納付済み原油等につき当該石油アスファルト等製造業者が当該関税を納付したものとみなして、当該石油アスファルト等製造業者に)還付する。

2 (省略)

(輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税)

第七条の三 平成七年度から平成十五年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量(以下この条及び別表第

2 同上

(石油アスファルト等に係る関税の還付)

第七条 関税定率法別表第二七・一三・一一号若しくは第二七・一三・一二号に掲げる石油コークス又は同表第二七・一三・二〇号に掲げる石油アスファルト(以下この条において「石油アスファルト等」という。)を製造する者(以下この条において「石油アスファルト等製造業者」という。)が、税関長の承認を受けた製造工場において関税納付済み原油等、同表第二七・一〇・一一号若しくは第二七・一〇・一九号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品(本邦において関税納付済み原油等から製造されたものに限る。)又は同表第二七・一三項に掲げる石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物(本邦において関税納付済み原油等から製造されたものに限る。)から製造した石油アスファルト等を、平成十五年三月三十一日までに、当該製造工場から移出(政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。)し、又は当該製造工場内において燃料として消費した場合には、政令で定めるところにより、当該移出をされ、又は消費をされた石油アスファルト等の数量につき一トン当たり百九十円の割合で算出して得た金額に相当する関税を、当該石油アスファルト等製造業者に(当該石油アスファルト等製造業者が当該石油アスファルト等の原料となつた関税納付済み原油等に係る関税の納税者でない場合にあつては、当該関税納付済み原油等につき当該石油アスファルト等製造業者が当該関税を納付したものとみなして、当該石油アスファルト等製造業者に)還付する。

2 同上

(輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税)

第七条の三 平成七年度から平成十四年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量(以下この条及び別表第

一の六において「輸入基準数量」という。)を超えた場合には、当該各項に掲げる物品のうちその超えることとなつた月の翌々の初日(以下この条において「発動日」という。)から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関稅定率法第三条(課税標準及び税率)の規定又は第二条の規定にかかわらず、同法別表に定める税率(別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。)及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国の譲許表に定める税率(第七条の八及び第八条の二において「協定税率」という。)のうちいずれか低いもの(関税についての条約の特別の規定及び同法第五条(便益関税)の規定による便益を受けない国(その一部である地域を含む。))の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。以下この条及び次条において「通常の関税率」という。)に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。

257 (省 略)

(課税価格が発動基準価格を下回つた場合の特別緊急関税)

第七条の四 平成七年度から平成十五年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格(数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関稅定率法第四条から第四条の八までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。)が発動基準価格(昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示する価格をいう。以下この条及び別表第一の七において同じ。)を下回るものに課する関税の額は、関稅定率法第三条(課税標準及び税率)の規定又は第二条の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

一の六において「輸入基準数量」という。)を超えた場合には、当該各項に掲げる物品のうちその超えることとなつた月の翌々の初日(以下この条において「発動日」という。)から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関稅定率法第三条(課税標準及び税率)の規定又は第二条の規定にかかわらず、同法別表に定める税率(別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。)及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国の譲許表に定める税率(第七条の八及び第八条の二において「協定税率」という。)のうちいずれか低いもの(関税についての条約の特別の規定及び同法第五条(便益関税)の規定による便益を受けない国(その一部である地域を含む。))の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。以下この条及び次条において「通常の関税率」という。)に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。

257 同 上

(課税価格が発動基準価格を下回つた場合の特別緊急関税)

第七条の四 平成七年度から平成十四年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格(数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関稅定率法第四条から第四条の八までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。)が発動基準価格(昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示する価格をいう。以下この条及び別表第一の七において同じ。)を下回るものに課する関税の額は、関稅定率法第三条(課税標準及び税率)の規定又は第二条の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

一、四 (省略)
2及び3 (省略)

(生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置)

第七条の五 平成七年度から平成十五年度までの各年度において、関稅定率法別表第〇二・〇一項に掲げる牛肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)(以下この条において「生鮮等牛肉」という。)(又は同表第〇二・〇二項に掲げる牛肉(冷凍したものに限る。)(以下この条において「冷凍牛肉」という。)(について、それぞれ次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、同表に定める税率とする。

一及び二 (省略)
2及び3 (省略)

(生きてゐる豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置)

第七条の六 平成七年度から平成十五年度までの各年度において、関稅定率法別表第〇一〇三・九二号に掲げる豚(生きてゐるものに限る。)(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「生きてゐる豚」という。)(並びに同法別表第〇二〇三・一一号の二、第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二二号の二、第〇二〇三・二三号の二及び第〇二〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第〇二〇六・三〇号の二の(二)及び第〇二〇六・四九号の二の(二)に掲げる豚のくず肉、同表第〇二二〇・一一号、第〇二二〇・一二号、第〇二二〇・一九号及び第〇二二〇・九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六〇二・四一号の一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の(一)に掲げるハム及びベーコン等(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。)(について、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生きてゐる豚及び豚肉等のうち当該各号に定める期間内に輸入され

一、四 同上
2及び3 同上

(生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置)

第七条の五 平成七年度から平成十四年度までの各年度において、関稅定率法別表第〇二・〇一項に掲げる牛肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)(以下この条において「生鮮等牛肉」という。)(又は同表第〇二・〇二項に掲げる牛肉(冷凍したものに限る。)(以下この条において「冷凍牛肉」という。)(について、それぞれ次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、同表に定める税率とする。

一及び二 同上
2及び3 同上

(生きてゐる豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置)

第七条の六 平成七年度から平成十四年度までの各年度において、関稅定率法別表第〇一〇三・九二号に掲げる豚(生きてゐるものに限る。)(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「生きてゐる豚」という。)(並びに同法別表第〇二〇三・一一号の二、第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二二号の二、第〇二〇三・二三号の二及び第〇二〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第〇二〇六・三〇号の二の(二)及び第〇二〇六・四九号の二の(二)に掲げる豚のくず肉、同表第〇二二〇・一一号、第〇二二〇・一二号、第〇二二〇・一九号及び第〇二二〇・九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六〇二・四一号の一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の(一)に掲げるハム及びベーコン等(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。)(について、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生きてゐる豚及び豚肉等のうち当該各号に定める期間内に輸入され

るものに課する関税の率は、別表第一の三第〇一〇三・九二号の(1)中「同表第一項第一号」とあるのは「同表第一項第二号」と、同表第〇二〇三・一一号の二の(1)中「同表第二項第一号」とあるのは「同表第二項第二号」と、同表第〇二〇三・一二号の二の(1)中「同表第三項第一号」とあるのは「同表第三項第二号」と、同表第〇二二〇・一一号の(1)中「同表第四項第一号」とあるのは「同表第四項第二号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

一及び二 (省略)

2 平成七年度から平成十五年度までの各年度において、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、生きている豚及び豚肉等のうちその超えることとなった月の翌々の初日（以下この条において「第二項に係る発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。

3〜6 (省略)

7 財務大臣は、平成七年度から平成十五年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を翌々末日までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が第一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなった月の翌々末日までに、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合には、その旨及び第二項に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなった月の翌々末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

(加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税)

第八条 加工又は組立てのため、平成十七年三月三十一日までに本邦から輸出され

るものに課する関税の率は、別表第一の三第〇一〇三・九二号の(1)中「同表第一項第一号」とあるのは「同表第一項第二号」と、同表第〇二〇三・一一号の二の(1)中「同表第二項第一号」とあるのは「同表第二項第二号」と、同表第〇二〇三・一二号の二の(1)中「同表第三項第一号」とあるのは「同表第三項第二号」と、同表第〇二二〇・一一号の(1)中「同表第四項第一号」とあるのは「同表第四項第二号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

一及び二 同上

2 平成七年度から平成十四年度までの各年度において、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、生きている豚及び豚肉等のうちその超えることとなった月の翌々の初日（以下この条において「第二項に係る発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。

3〜6 同上

7 財務大臣は、平成七年度から平成十四年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を翌々末日までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が第一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなった月の翌々末日までに、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合には、その旨及び第二項に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなった月の翌々末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

(加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税)

第八条 加工又は組立てのため、平成十七年三月三十一日までに本邦から輸出され

た貨物を原料又は材料とした次に掲げる製品（関税定率法別表に定める税率が無税とされているものを除く。）で、その輸出の許可の日から一年（一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間）以内に輸入されるものについては、政令で定めるところにより、当該製品の関税の額に、当該輸出された貨物が輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の課税価格に相当するものとして政令で定めるところにより算出する価格の当該製品の課税価格に対する割合を乗じて算出した額の範囲内において、その関税を軽減することができる。

一及び二（省 略）

三 関税定率法別表第六四〇六・一〇号の一に該当する製品のうち甲（本邦から輸出された政令で定める貨物を原料又は材料としたものに限るものとし、政令で定める加工又は組立てがされたものを除く。）

2（省 略）

た貨物を原料又は材料とした次に掲げる製品（関税定率法別表に定める税率が無税とされているものを除く。）で、その輸出の許可の日から一年（一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間）以内に輸入されるものについては、政令で定めるところにより、当該製品の関税の額に、当該輸出された貨物が輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の課税価格に相当するものとして政令で定めるところにより算出する価格の当該製品の課税価格に対する割合を乗じて算出した額の範囲内において、その関税を軽減することができる。

一及び二 同 上

2 同 上

別表第一 暫定関税率表(第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の六、第八条の七関係)

| 関税率法 | 品名 | 税率 |
|---------|---|----------------------------------|
| 二一〇六・九〇 | <p>その他のもの</p> <p>一 ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品</p> <p>(一) (省略)</p> <p>(二) その他のものうち</p> <p>調製食用脂(第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の三〇%を超え七〇%以下のものに限る)</p> <p>(一) のうち</p> <p>一八、九七七トンを基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの</p> <p>ニュー・ジールランドを原産地とするもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p> | <p>二五%</p> <p>二五%</p> <p>二五%</p> |

別表第一 暫定関税率表(第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の六、第八条の七関係)

| 関税率法 | 品名 | 税率 |
|---------|---|----------------------------------|
| 二一〇六・九〇 | <p>その他のもの</p> <p>一 ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品</p> <p>(一) 同上</p> <p>(二) その他のものうち</p> <p>調製食用脂(第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の三〇%を超え七〇%以下のものに限る)</p> <p>(一) のうち</p> <p>一八、九七七トンを基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの</p> <p>ニュー・ジールランドを原産地とするもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p> | <p>二五%</p> <p>二五%</p> <p>二五%</p> |